

第6回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画策定に関する懇話会 議事要旨

日時	平成24年2月6日(月) 13:00~14:00
場所	東大阪市役所総合庁舎 18階 大会議室
出席委員	芦田委員、稲森委員、奥田委員、城戸委員、関川委員、西口委員、西嶋委員、 濱西委員、前田委員、矢野委員、藪委員、行松委員、吉田委員、米田委員
欠席委員	朝日委員、西島委員、藤本委員

1. 開会

高齢介護室高齢介護課 配布資料の確認

2. 議事

稲森委員

本日の案件は「東大阪市第6次高齢者保健福祉計画・東大阪市第5期介護保険事業計画案の決定について」である。昨年5月から委員の皆様には毎回限られた時間の中で、多くの資料を誠実にご検討いただき、様々な貴重なご意見を伺った。本日の懇話会をもって議論を完了し、2月20日(月)の社会福祉審議会に計画(案)を報告する予定である。

(資料の説明：事務局)

(1) 審議案件 東大阪市第6次高齢者保健福祉計画・東大阪市第5期介護保険事業計画案の決定について(事前送付資料1、2、資料1、2、2-1、2-2、当日配布資料)

(質疑応答)

(計画(案)の内容、文言について)

会長

計画の内容は前回の懇話会で了解いただいている。検討内容を反映したパブリックコメントでも、抜本的な内容修正が必要なものはなく、計画内容は了解いただいた。

(保険料の上昇について)

会長

第1期から第5期までの保険料の基準額について、事務局に振り返りを願います。

事務局

第1期は国の基準段階通りであった。保険料の基準月額は、第1期は3,338円、第2期は3,570円、第3期は4,860円、第4期は4,768円である。

会長

第1期の3,338円を見ると、当初から全国平均より少し高めスタートしている。第2期では財政的な手当てにより上昇を抑えたが、第3期で大幅引き上げとなった。第3期で少し多めに見込み過ぎたことから、第4期は下げることができた。今回はかなり財源の確保を行なったが、617円の上昇となった。高齢者人口や要介護認定率、利用率などは本市のデータを使っているが、介護保険料の算定式は、府内共通で国が示したものを使用している。そのうえで新規施設整備分が加味された結果である。

介護保険制度の定着による要介護率の上昇と在宅の重度化傾向で、サービス利用率が増えていることも、上昇理由だと考えられる。

第4期から第5期で、保険料上昇につながったサービスはあるか。

事務局

前年度から給付費がもっとも増加したのは訪問看護で約113%である。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売も給付費が前年度を上回っている。

委員

第5期の第11段階それぞれの人口構成はどうか。

事務局

第1段階は6%、第2段階は2.1%、第3段階は8%、第4段階は8.9%、第5段階は13.8%、第6段階は9%、第7段階は10.8%、第8段階は10.8%、第9段階は7.6%、第10段階は1.8%、第11段階は2.8%である。

(財政安定化基金について)

委員

財政安定化基金は、この2億円ですべて取り崩すことになるのか。

次回の平成27年度以降に、財政安定化基金の取り崩しが約2億円あっても約50円にとどまり、介護保険料はさらにアップになる可能性があるのか

事務局

今回の2億円は大阪府で取り崩す金額である。次回も大阪府が出すか出さないかを判断する。金額は若干変動するが、財政安定化基金の取り崩しがなければこのくらいのアップにはなる。

(府内における保険料の位置づけについて)

会長

今回の5,385円は、府内の他の自治体と比較するとどうか。

事務局

第4期の4,768円は府内41市町村のうち、高い方から14番目であった。第5期は12月の試算段階で7番目である。本市は保険料算定のあらゆる項目で高くなる要因がある。要介護認定者の割合の多さが府内12番目、サービス利用率の高さが府内5番目、低所得層の65歳以上の被保険者が多く府内5番目、保険料収納率も府内でもっとも低い水準で推移している。

(介護認定の未申請者について)

委員

病院現場では、退院を控えた人がほとんど介護認定の申請をしていないことを実感している。要介護認定からもれている人について、どうか。

事務局

本市では平成22年度から、介護認定を受けていない、一人暮らし高齢者の実態把握調査を行なっている。住民基本台帳による一人暮らし35,000世帯のうち、高齢者は約114,000人、介護認定者が約20,000人のため、残りの約90,000人が未認定者である。要介護でありながら、申請をしていない人のデータは取っていないため、数は把握できていない。様々な機会を通じて、「地域包括支援センターで介護保険の代行申請ができる」ことを案内している。今後も周知徹底を行なう。

(「高齢者市民活動促進施策検討会議報告(中間)」について)

事務局

今回の計画策定でもっとも重要な課題である「高齢者主体のまちづくりの推進」の観点から、今年度本市と東大阪市社会福祉協議会で、高齢者市民活動促進施策検討会議を設置し、本市の社会福祉審議会の委員であり地域福祉部会の会長でもある、大阪教育大学の新崎先生を助言者に迎えて検討を進めてきた。検討の内容は計画(案)に反映している。検討の主要部分を中間報告としてまとめたため、委員の皆様にもご参照いただきたい。

(計画(案)の今後について)

会長

本計画(案)を2月20日(月)の社会福祉審議会に諮る。
パブリックコメントは、3月までに市民に分かりやすくなるよう作業中のため、私に一任していただくことを了承願いたい。

4.閉会

会長

本日をもって6回に渡る社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する懇話会は終了となる。スケジュール通りに取りまとめることができ、感謝の意を述べる。今後の高齢化社会はますますサービスが必要となるが、それを市民の皆様の協力のもとで支えるというのが、介護保険の考え方である。市民の協力を、「単に

保険料を払えばよい」ではなく、「市民全体でフォーマル、インフォーマルな関わりをもって、介護が必要になっても安心できる社会を作る」ことに目標を置いて、この計画を進めている。今後とも、貴重なご意見を賜りたい。これをもって本審議会を終了する。

事務局

委員の皆様には6回の長きに渡り、書面でのご意見も含め、何度も様々な知恵を頂戴した。ひとかたならぬご尽力に感謝している。次期の計画期間は私どもにとっても大変重要な時期になることを深く肝に銘じ、施策の推進に取り組んでいく。今後とも何かとご指導、ご協力をお願いしたい。

以上